

2014年 4月 11日

九州地方整備局長 岩崎泰彦殿  
熊本県知事 蒲島郁夫殿

## ダムによらない治水を検討する場への要望書

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会

共同代表 緒方俊一郎

岐部 明廣

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

中島 康

### まえがき

「ダムによらない治水を検討する場」の目的は「『地域の宝』である球磨川において、ローカルな価値観を反映した川づくりを行うために、川辺川ダム以外の治水対策を現実的手法について極限まで検討し地域の安全に責任を負う間で認識を共有すること」と記してある。

流域住民が宝と思っている球磨川は、流域の豊かな自然が育む景観の豊かな清流球磨川であり、生態系の豊かな球磨川であり、流域住民に無限の恵みをもたらしてくれる多様性に富む球磨川である。

流域住民にとって球磨川は常に暮らしの重要な一部として歴史的に存在し続けてきた。球磨川がこのような存在であるから、球磨川の異変に対して、流域住民は敏感に反応する能力を身につけていた。だから、球磨川に次々とダムが建設されていく過程において、住民はダムが川にどのような異変を起こすかを鋭く察知することが出来た。

ダムは川の形態も生態系もなにもかも破壊してしまう上、流域に甚大な災害をもたらすものであるという事実を住民は共有した。そして、この事実を基に住民は川辺川ダム建設にも五木ダム建設にも反対してきたし、荒瀬ダムや瀬戸石ダム撤去も強く求めた。

「ダムによらない治水を検討する場」も自ら掲げた目的に基づき、瀬戸石ダム撤去も対象に位置づける必要がある。何故なら、国交省は「計画堆砂形状より堆砂が進んでいる地点があり、洪水被害が発生する恐れがある」という理由で「ダム及び当該河川の安全管理上重要な問題があり、早急な対応を必要とする」というA判定を下しているからである。

### 瀬戸石ダム撤去は治水対策の現実的手法である

ところで、瀬戸石ダムの定期検査は平成14年5月28日、平成16年5月20日、平成18年5月24日、平成20年6月6日、平成23年6月8日、平成25年5月27日と過去6回にわたって実施し、いずれも“A”という同じ判定を下している。

10年よりも瀬戸石ダムによる水害発生の恐れがあると判定Aを下し続け、実際に水害が発生しているにもかかわらず、何の対策も講じることもなく、国交省は水利権更新とは無関係であると言い、知事は「支障なし」と言い、電源開発が提出した瀬戸石ダムの水利権更新を承認してしまった。

これに対し、流域住民のみならず、マスコミ関係からも厳しい批判を受けている。更新の手続きの場においては国にも県にも地域の安全に責任を負うという姿勢はそのかげらも見られない。

ところで、瀬戸石ダムの定期検査において国交省は堆砂に関してはAと判定したが、それ以外の項目である貯水池及びその周辺の地すべりや崩壊や変形に関しては「問題なし」と判定している。この「問題なし」こそ「重大な問題あり」なのだ。

貯水池及びその周辺を目視で調査するのであれば、開門されている期間の調査も欠かすことは出来ない筈だ。にもかかわらず、いずれも5月か6月のみの実施で終わっている。これだけの調査では、地域の安全に対応は出来ない。

添付した写真でも解るように、貯水池の周辺は地すべりも崩壊も変形も全て発生しているのである。添付した写真でも解るように崩壊した箇所の工事も行われている。工事現場には蒲島郁夫の名前が書かれた表示板もあった。

瀬戸石ダム湖周辺は地すべり多発で有名な秩父帯に属している。地すべり等による災害が発生しても想定外の事故とは呼べないので。この地域で多く見られる棚田は地すべり地帯に対応した人間の知恵の結晶である。この棚田の対局にあるのがダムである。

国も県もこのような事実を水利権の更新においては無視したが、「検討する場」においては正面に据えた議題にしなければならない。このような現実的に起きている具体的な問題を取り組んで、初めて地域の安全に責任をもつ者による「ダムによらない治水を検討する場」になるのである。

ところで、「検討する場」は地域の宝である球磨川を保全するためにダムによらない治水対策を議論することを目的としている。この地域の宝である球磨川を破壊しているのがダムであることは国交省も認めている。九州地方整備局が発表した平成20年2月12日付の「球磨川ダム水環境完全事業事後評価資料」に明記されている。これも、瀬戸石ダムの定期調査と併せて議論しなければならない。

「流れ」は川の命である。この川の命である「流れ」を奪い取ってしまったことと、それに伴って引き起こされた異常な堆砂がそのすべての始まりである。瀬戸石ダムを撤去し、川の命を取り戻し、ダム建設以前の人々が球磨川に寄り添って暮らしていた位置にまで水位を下げることが「ダムによらない治水対策」の第一歩である。

もし、「検討する場」に関わる国・県・市町村が本当に地域の安全に責任をもつというのであれば、瀬戸石ダム撤去は避けて通れない。しかも、このことは国交省が示した調査資料と瀬戸石ダムとその周辺の事実が教えているのである。地域の安全に責任をもった議論を強く要望するものである。

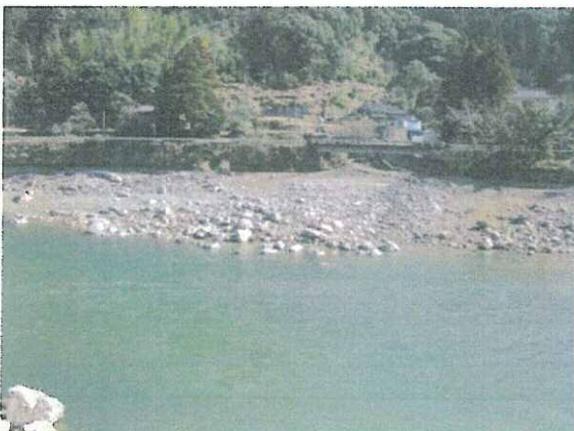
添付資料

## 瀬戸石ダム周辺は危険がいっぱい



球磨川が流れる中流域の山地は至る所で山腹崩壊を引き起こす地帯である。

しかも、川は常に地盤の一番脆弱な所を浸食しながら流れている。この自然の営みを無視した開発が甚大な災害を引き起こしているのだ。



大小様々な支流があるが、どの支流にも共通していることは、多量の土砂や大小さまざまな礫を本流に運び込んでいることだ。これは流域の山地が脆弱な地盤であることを反映したものである。

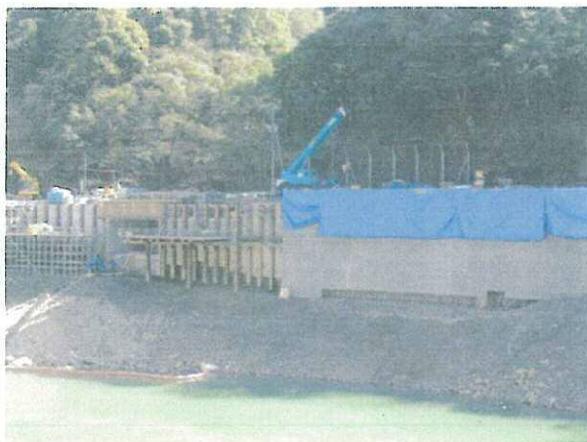


ダム湖周辺の地盤の多くが固い岩盤では無く、岩屑崩土であることだ。ダムがある限り、地すべりの危険は続くことになる。

山地は荒らされ、川は破壊され、流域住民は危険にさらされている



大地の動きは強力であり、人間の技術は簡単にねじ伏せられてしまう。税金の無駄遣いの典型である。工事を繰り返すより、ダム撤去が大切であることを示唆している姿である。



この工事の費用はどこが負担しているのだろう。  
ムダなダムの典型である



1755年に発生した瀬戸石崩れ いつ地すべりが発生してもおかしくない脆弱な地盤のところにダムは建設されている。僅かの大雨でも山地が崩れるという理由で交通止めをしている。支障なしですまされる問題ではない。

熊本県知事 蒲島郁夫様

2014年1月10日

日本共産党熊本県委員会  
日本共産党南部地区委員会



## “球磨川は宝”

# ダムによらない治水及び瀬戸石ダム撤去 についての提言

## 第1部 球磨川は宝

「ダム以外の治水を検討する場」の目的、方針を事実上転換しようとする動きが顕在化しています。

さらには、一方では熊本県による荒瀬ダム撤去工事が進められ、球磨川下流、八代海の回復が顕著になるなか、上流の瀬戸石ダムについては、電源開発が水利権の更新申請（ダム存続手続き）をしています。

複雑・混迷する球磨川をめぐる状況を開拓するカギは、蒲島知事の川辺川ダム中止表明、全国初の荒瀬ダム撤去に貫かれる「球磨川は宝」の理念と政策です。

### 85%の県民が支持した知事の「球磨川は宝」「ダム中止表明」

流域住民、流域市町村、県が、あらためて、平成20年9月11日の県議会本会議での蒲島知事発言の重要な意味を思い起こし、共有することが求められています。

「私にとってこの数ヶ月間は、極めて貴重であったと同時に、苦惱に満ちた時間であったと、いま改めて思います。それは、この問題が、人命の危険や、自然・環境に対してどう向き合うのかという人間社会のあり方を問う、極めて今日的な問題であり、言い換えれば、その選択のいかんによって、これまでの政治や行政のあり方を根本的に変えることになりかねないほど難しい課題であるということを、今、心から感じているからです。」

「そもそも治水とは、流域住民の生命・財産を守ることを目的としています。日本3大急流のひとつ球磨川は、時として猛威をふるい、そこに住む人たちの生命・財産を脅かすことのある川です。だからこそ治水が必要となります。そして、河川管理者である国は、その責任を全うするため、計画的に河川整備に取り組んでいます。このことは、まぎれもなく政治と行政が責任をもって果たすべきものです。

しかし、守るべきものはそれだけでしょうか。私たちは、『生命・財産を守る』というとき、財産を『個人の家や持ち物、公共の建物や設備』と捉えがちです。しかし、いろいろな方々からお話を伺ううちに、人吉・球磨地域に生きる人々にとって、球磨川そのものが、かけがえのない財産であり、守るべき『宝』なのではないかと思うに至ったのです。」

「そのような『球磨川という地域の宝を守りたい』という思いは、そこで生まれ育った者でしか理解できないような価値観かもしれません。全国一律の価値基準として『生命・財産を

守るためのダム建設』という命題とは相反するものです。

しかし、この『ローカル』とも言うべき価値観は、球磨川流域に生きる人々にとって、心の中にしっかりと刻みこまれているような気がします。また、その価値を重んじることが、自分の地域を自らが守り、発展させていこうという気概を起こさせることになります。わが国において真の地方自治を実現するためにも、このような地域独自の価値観を大切にする機運を盛り上げていくことが求められているのではないかでしょうか」

「私の判断は、過去、現在、未来という民意の流れの中、現在私たちが生きているこの時点から、私たちの世代が見通せる将来までの期間において、県民の幸福のためにいかなる選択が最善かを考えて行ったものです」

以上は、知事発言の一部です。「ダム以外治水対策」、瀬戸石ダムを考えるうえで、理念、指針となるものです。

地元紙の県民意識調査では、85%の県民が、知事の理念と「川辺川ダム中止」という政策決定に賛意を示しました。

「球磨川は宝」との価値観を基本に、地域をとらえ、現在から未来を展望し、それら全体のなかで「治水」を位置づけ、対策を着実に、場合によっては大胆に（現時点では、「ダムなし河川整備計画」の策定、瀬戸石ダム撤去など）推進することが求められています。

蒲島知事の「川辺川ダム中止表明」、国交大臣と知事の2者会談と合意、「ダムによらない治水を検討する場」の設置はいずれも、自民党政権時代になされたことであり、政権が自民党に戻ったから「方針転換」といったことが、「世論的、社会的に推進できる」ものでないことは言うまでもありません。

### ダムのない川は、「世界遺産」にもふさわしい価値を持つ

蒲島知事が設置した「川辺川ダム事業に関する有識者会議」報告書（平成20年8月）で、鷺谷いづみ東京大学教授は、「ダムのない川は『世界遺産』にふさわしい価値を持つ」と指摘しています。

「ダム以外治水」「瀬戸石ダム」を考えるうえで重要な視点です。

「地域のこれから経済的なサステナビリティ（持続可能性）にとって、特に重要なのは、アユなど淡水魚の恵み、清流ゆえに可能なレクリエーション機会の提供、『清流』というイメージが地域外に、この地域自治体をアピールする効果、である。第三次産業が今後どのように発展し、第一次産業を引っ張ることができるかは、ご多聞にもれず、ここでも地域の将来に係る重要な問題だが、これら『清流』にかかる生態系サービスを失って、この地域が持続可能な経済を築くことができるかどうか、大いに疑問である。ダムのない川は、今では希少な存在となっている。その恵みをうけ、折り合いも付けつつ、豊かに発展する社会が川とともにつくる生態系社会システムは、『世界遺産』にもふさわしい価値を持つ。荒瀬ダムの撤去により自然の回復が進めば、そのこと自体が世界的にも注目され、多くの旅行者や滞在者を確保することにつながるだろう。おそらく荒瀬ダム撤去にかかる費用は、それがもたらす長期的な経済効果と比べれば、それほど多大とはいえないだろう」

## 第2部 ダムによらない治水

### 「ダムによらない治水」の現状

-----人吉新聞（2013.11.25）1面「瀬音」-----

「梅雨時期や台風の際には、水害被害に遭わないか心配。一日も早く安心した生活ができるようにしてほしい」とは、被災者の偽らざる声だ。その声を事業主体である国をはじめ、県など行政側がどこまで真摯に受け止めているのか疑問さえ湧く▼それというのも、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法を極限まで検討する「ダムによらない治水を検討する場」が発足から5年が経過。いまだに結論を出すどころか出口さえも見えない状態が続いているからだ。▼同検討する場では、これまで河底掘削や堤防嵩上げ、堤防引き堤の「河道対策」、既存の市房ダムの再開発、遊水池新設の「洪水調節施設」を組み合わせた複合案を提案。一部を除いては度重なる議論が交わされてきたように記憶する▼それだけ蓄積したデータが国、県にはあるだけにスピード感を持って対策がまとめられるものだと水害常襲地帯の住民らも期待していた。それが現状では、ものの見事に裏切られ、いまだに不安な生活を余儀なくされている。流域住民の生命と財産を守るためにもスピード感を持った協議を望みたい。

### 知事や自治体首長の思い。「いつ洪水がくるか分からない」

-----西日本新聞（2013.12.26）20面「蒲島知事に聞く」-----

川辺川ダムに代わる治水対策がまとまらない。→「ものすごく上の治水レベルを求め、クリアしないと何も動かないというのは本当の治水ではない。（国が示した代替治水策では）浸水するところは残るが、大幅に減る。個別のかさ上げやソフト対策もある」

国の代替治水策には、流城市町村から不安や反発の声がある。→「時間的緊迫性を持ってやらないと、いつ洪水がくるか分からない。川辺川ダム完成時と同じ治水安全度にしないと代替治水策が動かないとしたら、その危険性はとても大きい。なるべく早く治水対策を始め、少しでも安全面を高めていくことが重要だ」

-----朝日新聞（2013.12.26）31面「知事参加の会議要望へ」-----

川辺川ダムに代わる球磨川の治水対策について、人吉市と球磨郡の町村長らが25日、今後の対応について協議した。来年1月14日までに各自治体の意見をとりまとめる方針を決め2011年9月を最後に開かれていない知事や首長による親会議の開催を国、県に求める意向という。田中信孝市長は協議の中で、国や県が示している対策案に合意し、一刻も早く進めるために、河川整備計画を策定する必要があると訴え、町村側の意見を盛り込んだ対策案をまとめたいと提案したという。

### しかし、国の姿勢は「本心はダム」？

-----熊日新聞（2013.11.16）4面「流域首長の合意見通せず」-----

川辺川ダム建設を前提にした従前の工事実施基本計画について、国交省九州地方整備局の藤本雄介河川計画課長は「廃止されたわけではなく、生きている」と明言。ダムによらない河川整備計画が策定されない限り、存続し続ける。

他の首長からは「国は次の知事を見据えている」との声も漏れる。

自民党県連政調会長で球磨郡選出の松田三郎県議は「国交省には、前例のない低い安全度で整備計画をつくっていいのかという思いがあるだろう。本心はダムにあるのでは」と指摘。「県連内にも、ダムがベターとの考えは今もある。ただ世論的、社会的に推進できる状況でないのも分かっている」。白紙撤回から5年。国、県、流域市町村の思惑に政治の動向も絡む方程式の"解"が見えぬまま、幹事会は見切り発車する。

#### -----「検討する場」第5回幹事会

「ダムによらない治水を検討する場」第5回幹事会の議事録を見る限り、国交省のこうした（ダムによらない治水に）後ろ向きの姿勢に対する批判や見方が、決して的はずれではないことを感じさせます。

幹事会の司会者（国交省九州地方整備局整備局調査官）は、市町村からの意見表明に対して「"安全度"が低いことは容認できないということですね」と念を押し、「安全度が低い」ことを繰り返し、繰り返し述べています。

そこには、「第1回ダムによらない治水を検討する場」（平成21年1月13日）で、委員の一部から治水安全度について、「従来の80年に1度の目標を議論の前提にするうに」との趣旨の発言があったのに対して、「安全度を前提に議論するものではない。ダムなし治水を積み上げて安全度を引き上げる」と回答した国交省の立場はみじんも感じられません。

そして、本来なら河川管理者として積極的に進めるべき河川整備計画の策定時期には言及を避け、地域防災に責任を負う自治体代表が、その責任感から当該地域の洪水対策を急ぐよう次々に要請しているにもかかわらず、自治体首長を集めた親会議の見通しさえ示そうとしていません。

こうした姿勢、幹事会の運営が、「治水案『懸念』相次ぐ」「決まらない治水計画」などと報じられ、「ダムによらない治水を検討する場」さえ瓦解しかねない状況がつくり出されているといつても過言ではありません。

#### 国交省は、「ダム以外の治水を検討する場」の原点に戻るべきだ

「ダムによらない治水を検討する場」幹事会で明らかになってきている構図は、住民のため洪水対策を一刻も早く実現したい県・市町村と、いつまでもダムにこだわる、「ダムによらない治水を検討する場」の設置目的、原点から逸脱した国交省との不一致と言えます。

るべき立場は明白であり、住民の立場に立ち、一刻も早いダムによらない洪水対策の推進を実現することです。そのためには、合意していることを着実に実行しながら、不一致点については、住民の安心安全を優先する立場で「時間的緊迫性を持って」、合意をめざし歩み寄ることが必要です。

#### 安全性を高める一ことを急ぐべき

意見の不一致点を解消するカギは、蒲島知事の先のインタビューで、「川辺川ダム完成時と同じ治水安全度にしないと代替治水策が動かないとしたら、その危険性はとても大きい。なるべく早く治水対策を始め、少しでも安全面を高めていくことが重要だ」と指摘している視点に立つことが肝要です。

(国交省が提示した) "安全度"を認めるかどうかで先へ進まないのではなく、できうる対策を「スピード感を持って」実現することによって実質的に安全性を高めていくことを優先すべきです。そのためにも、国交省は、熊本県が要望している河川整備計画の策定を急ぐべきです。

### 堤防が決壊しないようにすることは河川管理者の責務

人吉市と沿川住民にとって全国基準よりはるかに低い1／5～1／10の"安全度"は容認できることではありませんが、その"安全度"の持つ意味は、幹事会における人吉市と国の質疑によって、双方の主張の内容はすでにクリア一されています。

つまり、国交省が示した1／5～1／10の"安全度"とは、「堤防から1.5m下の計画高水位（けいかくこうずい）以上に洪水が達した場合には、堤防は決壊する」と想定した場合の"安全度"です。これは国交省が定めた全国統一の基準、評価の手法であり、現時点で、地方レベルで変えることはできません。しかし、これはあくまで評価の手法であって、実際は計画高水位以上に洪水が達したからといって必ず堤防が決壊するわけではなく、人吉でも昭和40年7月洪水も、昭和57年7月洪水も、平成17年洪水も、パラペット内に収まつており、実績としてパラペットは決壊はしていません。

「検討する場」幹事会では、国交省が示した、人吉市の全国基準よりはるかに低い1／5～1／10の"安全度"が問題になっています。

しかし、その"安全度"の持つ意味は、幹事会における人吉市と国の質疑によって、双方の主張の内容ははっきりしています。

### -第5回幹事会議事録（人吉市総務部長・質問）

「氾濫シミュレーションについてということで、当然、防災対策を検討するにあたりましては、考え得る最悪の状況を想定しなければならないのは当然のことでありますけども、パラペットを含めて堤防が決壊しないようにすることは河川管理者の責務であると思いますので、決壊をしないことを前提としたシミュレーションをしていただいても良かったのではないかなどというのが感想でございます。

あと、昭和40年7月の計画高水ですけども、計画高水位を越えても水位はパラペット内、余裕高内ということですので、その状況で堤防が決壊しなければ、資料3の4ページの市街地の氾濫は無いものと理解してよろしいのでしょうか。

それとパラペットにこだわって申し訳ないのですが、点検補修が適正に行われたパラペットが計画高水位を超えた際に破壊されたという全国的な例があるのでしょうか。

あと、もう一つパラペット関係ですいませんが、要望書の3の(6)のところで補強の要望をしておりまして、しっかりと補強していただくということで大変有り難いし心強いんですけども、40年以上経っているということもありまして、工作物で耐用年数ということもあると思いますが、そういう経年劣化という考え方ということもお示しいただければと思います。」

### (八代河川国道事務所長・回答)

「まず1点目の計画高水位の更にその上に堤防天端高があって、計画高水位を超えてその

上の余裕高分が壊れなかつた場合は、氾濫シミュレーション結果の黄色と青色で塗つた部分は完全に無くなるんですかといったご質問に対しでは、平成17年の実際の状況を思い出していただければご理解いただけると思いますけども、平成17年は実際に計画高水位を越えたんですね。それで堤防天端高の下で収まっています。あの時に破堤したのかというと破堤は無かつた。この絵のように結果的に余裕高内で耐えた事例というものは実際にはあります。」

"安全度"が、国交省が定めた全国統一の基準、評価の手法であり変えることができないのであれば、それはそれとして、そのうえで、住民の安全を守るため、昭和40年7月洪水等によって計画高水位を越える区間については、パラペットを含めて堤防が決壊しないような補強や嵩上げをすることは河川管理者である国交省の責務です。

同時に、県、人吉市や住民は、パラペット堤防の補強や嵩上げによって「全国基準の"安全度"」が達成されたことにはならないことを自覚し、ソフト対策の強化をはかることが必要です。

関連して、こうした"安全度"の考え方やパラペットの補強や嵩上げについては住民合意が大事であり、その内容を住民に十分に説明する必要があります。

日本共産党人吉市委員会が昨年実施した市民アンケート（別紙）の結果、「国交省が、住民アンケートや聞き取り調査、説明会などを開いて、人吉市民の要望を反映した対策を行うべきだと思いますか」に対して、「そう思う」74人、「思わない」3人、「わからない」4人、「無回答」1人。「浸水対策で望むものは」に対して、「堤防の補強」52人、「堤防の嵩上げ」41人、「中川原をスリムにする」16人、「その他」13人、「堤防の嵩上げ賛成の方は、今の堤防の高さよりどのくらいの嵩上げを許容できますか」に対して、「1m以上、必要な高さまで」29人、「1mまでなら」19人、「50cmまでなら」7人、「その他」5人、「無回答」27人などとなっています。

## 住民不安を取り除くための「直ちに実施する対策」

- ①人吉市街地で現況氾濫シミュレーションによって氾濫する区域のパラペット護岸の補強及び嵩上げ（老朽護岸のため本格的に改築する）（幹事会「説明資料－3」4ページ）
- ②中川原公園のスリム化もしくは高さを低くする。
- ③人吉橋下流左岸の掘削・築堤の先延ばしは重大。用地交渉の進捗状況、見通しを明らかにし、場合によっては土地收用法の手続きに移行すること。（幹事会「説明資料－1」14ページ）
- ④特に"安全度"の低い人吉市街地については国交省の"緊急対策特定区間"に指定して、予算をつけ事業を促進すること。
- ⑤人吉市大柿地区で現況氾濫シミュレーションによって氾濫する区域の堤防の補強及び嵩上げ（幹事会「説明資料－3」5ページ）
- ⑥球磨村渡地区～地下地区で現況氾濫シミュレーションによって氾濫する区域の堤防の補強及び嵩上げ（幹事会「説明資料－3」5ページ）
- ⑦⑧で支障となる国道とJR線路嵩上げ。不可能な場合は陸閘を設置。
- ⑨瀬戸石ダム撤去と堆積土砂除去（瀬戸石ダムについては、第2部で詳述する）

- ⑨川辺川沿川の輪中堤設置と農地の遊水池指定（地役権設定）
- ⑩あさぎり町深田地区～免田地区で現況氾濫シミュレーションによって氾濫する区域の堤防の補強及び嵩上げ（幹事会「説明資料－3」6ページ）
- ⑪八代市萩原堤防については、1／100の安全度で川辺川ダムなしの場合の計画高水位（H WL）を算定して補強を行うこと。仮設盛土は存置すること。（第4回 球磨川下流域環境デザイン検討委員会資料「萩原堤防のデザイン検討について」2ページ）
- ⑫住民説明会を開くこと  
＊「ダムによらない治水を検討する場」で既に提案されているダム以外治水対策及び各自治体が要望していることは重複するので除く）
- ⑬これら全体を促進していくうえで河川整備計画の策定を急ぐこと。

## 第3部 瀬戸石ダム撤去を

瀬戸石ダム本体とダムによる堆積土砂が、上流の水位を上昇させ浸水被害をもたらしています。

瀬戸石ダムの治水上の危険性はそれだけではありません。

一般的な耐用年数50年を越え、60年以上経過した老朽化コンクリート構造物は破壊する危険性があります。また、想定を超える洪水によるダム本体の越流と山腹崩壊。河川管理施設等構造令に違反する狭隘なゲート構造によって流木等が閉塞し、上流水位をさらに押し上げ、ダム崩壊に至る危険があります。

こうした危険性をはらむ、全国的にも例を見ない中流山間狭隘地に位置し、治水目的を持たないダムは、治水上の対策として、ただちに撤去すべきです。

河川構造令ではダムゲート幅は40m。瀬戸石ダムのゲート幅は15m

### 河川構造令第38条「可動堰の可動部の径間長」

河川構造令第38条は、計画高水量4000m<sup>3</sup>以上の河川の「可動堰の可動部の径間長」(隣り合う堰柱の中心線間の距離)を40mと定めています。

瀬戸石ダムの堰柱間隔(ゲート幅)は15mです、河川管理施設等構造令の基準の半分以下です。瀬戸石ダムは、構造令に違反し、著しく洪水の流れを阻害しています。

河川管理施設等構造令は、その附則で「構造令が施行された昭和51年に現存する施設については、(改築に莫大な費用がかかることから)規定を適用しないことにしている。」としていますが、解説・河川管理施設等構造令では「遡及適用しないことにしている。・・・しかしながら、洪水、高潮等による災害の発生を未然に防止することは、河川法本来の目的であり、現に存する河川管理施設等の安全性を確保するため、その維持管理に万全を期すとともに、構造令に規定する基準に著しく適合しないものについて改良工事又は応急措置を計画的に推進することによりできるだけ構造令に適合する施設に改築することは、河川行政本来の姿であることを十分認識しておく必要がある。」としています。

前回の瀬戸石ダムの水利権更新は30年前の昭和59年であり、当然、「解説・河川管理施設等構造令」の趣旨で指導がおこなわれたはずです。また、3年ごとの定期検査によっても度々指導が行われてきたはずです。

しかし、電源開発は、抜本的な対策を放置してきました。そして、今、河川法のどこにも規定のない“単純更新”ということばで、淡々と許可が得られるものとの立場を示しています。こういう態度は断じて容認できません。

国交省もまた、河川管理者としての責任をあいまいにして、治水の観点、構造などの河川管理上の観点からの審査と指導を厳格に行うことなく、現状にいたっています。

### 球磨川水系治水計画検討業務報告書では、瀬戸石ダム改修や撤去案

「川辺川ダムを考える住民討論集会」の際の国交省の開示文書の一つに「平成13年度球磨川水系治水計画検討業務報告書」があります。

この「報告書」では、荒瀬ダム、瀬戸市ダム上流の堆砂状況調査のうえに立って、両ダムのゲートの改良、撤去について、費用試算も含めて明らかにしています

「報告書」では、瀬戸石ダムについて、「(土砂の) 堆積傾向は続いている」として、「ダム上流に堆積している土砂の排砂を目的」に、「河道中央部付近に」排砂ゲートを設置する。排砂ゲートの敷高を現況ゲートより5m切り下げる一とし、それらに伴う費用は26億6400万円と試算しています。

さらにダムを撤去した場合（9億9300万円）、撤去し新たにダムを新設する場合（11億3500万円）、それぞれ費用試算を行っています。

このことは、すでに撤去が決まり、撤去工事が進められている荒瀬ダムとともに、瀬戸石ダムも、ゲート改修、撤去が、国交省の「想定内」であったということを示しています。

荒瀬ダムは撤去、瀬戸石ダムは、すんなり存続ということはありません。

## 荒瀬ダムも瀬戸石ダムも「総合判定A」

### 荒瀬も瀬戸石も状況は同じ

「ダム検査規定」第4条にもとづく定期検査（検査日平成25年5月27日）の結果、瀬戸石ダムは、「総合判定A」となっています。

「総合判定A」は、Bの「一部問題はあるが、全体的には問題ない」、Cの「全体的には問題ない」と異なり、「ダムおよび当該河川の安全管理上重要な問題があり、早急な対応を必要とする」というものです。

現在撤去工事が進められている荒瀬ダム（熊本県企業局）も、ダム検査規定による定期検査の結果、「総合判定A」（検査日2002年5月20日）でした。

国交省は判定にもとづき、熊本県知事に対して、対応すべき課題として、「堆砂対策」「水質対策」「洪水被害対策」「護岸補修」について指摘を行っています。

熊本県は、この指摘を真摯に受けとめ、ダム湖内の堆砂の除去、道路側壁の補修、洪水被害補償などのダム管理対策、赤潮対策、泥土の除去、下流への土砂補給、河川環境の向上策、塵芥の除去など9項目を具体化しています。

こうした対策と発電機やダムゲートなどの主要設備の取り換え、メンテナンス等を合わせると、約73億円超の費用を試算しています。

これらをふまえて、荒瀬ダムの存廃を検討した結果、荒瀬ダム存続は、「技術的にも費用的にも困難」ということで「ダム撤去」が選択肢に入り、潮谷知事（当時）の「荒瀬ダム撤去」表明にいたっています。

堆積ヘドロ・土砂、護岸の痛み、アオコ、赤潮の発生、悪臭、振動、騒音等々、洪水被害、環境劣化、住民の長年の苦難など、瀬戸石ダムも荒瀬ダムも同じです。荒瀬ダムは撤去、瀬戸石ダムは存続といった、矛盾した選択の余地はありません。

## ダム管理の資格が問われる電源開発

国交省の文書によるとダム検査規定にもとづく定期検査は、瀬戸石ダムの場合、平成14年から2年に1回（計6回）実施され、そのすべてで判定Aが下され、「ダム湖の堆積土砂により洪水被害が発生する恐れがある」と指摘されています。

にもかかわらず、電源開発は抜本的な対策をとっていませんでした。平成14年から昨年5月の検査まで、連続して判定Aとなっていることが何よりの証拠です。

電源開発は、水利権更新が迫る平成23年になって、判定Aとして「堆積土砂による洪水被害」が指摘されてから10年もたって、「瀬戸石調整池 堆砂処理計画」を明らかにしています。しかもその中身は、水利権延長（申請）期間である20年間の半分である、平成36年までかかるというものです。

「宝」である球磨川に、河川横断構造物を設置、管理する資格も能力も、電源開発にはないと断言できます。

### 瀬戸石ダムは、危険。重大な災害の要因に

近年の「想定外降雨」による山腹崩壊や洪水から球磨川中流域の安心安全のためには、瀬戸石ダムの撤去が不可欠です。

川辺川ダム住民討論集会で、国土交通省側（ダム建設推進側）の論者として参加した小松利文氏（現・九州大学名誉教授）は、1昨年7月の九州北部豪雨などの検証を行った国交省も深く関与した研究会、シンポジウムで、「近年の気候変動下の水・土砂災害にどう備えたらよいか」として、「河川横断構造物の危険性」として、「近年、地球温暖化によると思われる災害外力の増大下では、現存する取水ダム、橋梁、堰、頭首工などの河川横断構造物が洪水に対して更に水位を上昇させる等、非常に危険な状態を招くことが近年の洪水災害から明らかになってきた。従ってこれらの河川横断構造物のチェック、改善、撤去などが急務となっている。また土砂だけでなく流木の影響も合わせて考慮した河川計画・管理が不可欠となってきている。治水の根幹は『洪水の水位を下げる。1cmでも10cmでも下げる』ことであり、このことを忘れてはならない」「電力会社管理の河川構造物や橋の点検・見直しが急務である」と指摘しています。

この指摘は、瀬戸石ダムにも明白に当てはまるものです。

瀬戸石ダムの竣工は1958年であり、やがて60年になります。コンクリートの寿命等からしても、「想定外」の洪水、巨大な流木・岩石等の流下に対して耐えられるのか。ひとつ間違えば、甚大な被害を生じることになりかねません。電源開発は責任が持てるのでしょうか。

水害、河川環境・住環境の悪化等の要因である瀬戸石ダムは撤去すべきです。撤去することにより、川辺川から八代海まで、ダムのない一級河川として球磨川は、清涼を取り戻し、八代海にも恵みをもたらすことになります。

### 河川法36条にもとづいて、「瀬戸市ダムは撤去が妥当」との見解を

河川法第36条は、「国土交通大臣は、水利使用に関し、第23条、第24条若しくは第26条第1項の許可又は第34条第1項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が前条第1項の政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない」としています。

これまで、「瀬戸石ダムは撤去すべき」理由について詳述してきました。知事の英断を求めるものです。

なお、水利使用許可の判断基準については、

(公益上の支障の有無)～「流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が河川法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。水利使用に係る土地の占用及び工作物の新築等は、当該水利使用の目的を達成するために必要な最小限度のものである必要があります(国交省ホームページ)」となっています。

この点にてらしても、「瀬戸石ダムは、『治水上その他の公益上の支障を生じるおそれ』があり」、「撤去が妥当」です。

球磨川中流域に住むAさんは、訴えます。

「流域の集落では、若者がいなくなり、年寄りばかり。あと10年、20年もすれば、集落自体がなくなってしまう。昔のような、清流に球磨川をもどして、人々が寄ってくるような、子どもたちが帰ってくるような、都会の人が移り住むような地域にしてほしい。人生最後の願いです」

この願いに応える選択を求め、期待します。